

港区立みなと芸術センター整備に向けたプレ事業支援業務委託 第一次審査評価表

項番・項目		評価の視点	配点	A事業者(特定非営利活動法人 芸術公社)					
				委員Ⅰ	委員Ⅱ	委員Ⅲ	委員Ⅳ	委員Ⅴ	合計
1 基本事項の評価(事務局採点)									
1	専門技術力 (経験年数、実績)	文化芸術に関するワークショップの ・類似業務の実績 ・責任者及び担当者の本業務に有効な経験年数 (事務局が客観的視点により採点)	10	事務局採点					3
2		文化芸術に関する居場所作りの ・類似業務の実績 ・責任者及び担当者の本業務に有効な経験年数 (事務局が客観的視点により採点)	10						0
3		文化芸術に関するシンポジウムの ・類似業務の実績 ・責任者及び担当者の本業務に有効な経験年数 (事務局が客観的視点により採点)	10						3
一次審査 小計①			30	16	16	16	16	16	80
									満点 150
									平均 16.0
2 企画提案の評価									
(1) 基本姿勢について				各選考委員評価×係数＝記入数値					
ア	業務の理解・考え方 【様式5-1】	・業務の目的、条件、内容の理解 ・区民の文化芸術への理解促進に向けた考え方 ・文化芸術団体や研究機関、福祉施設(高齢者・障害・子ども)等との連携や地域との関係性の構築、課題解決等に向けて文化芸術を通じて取り組む姿勢	30	24	24	24	24	24	120
(2) 提案内容について									
ア	ワークショップ・居場所作り ・シンポジウム 【様式5-2】	・令和4年度から実施しているプレ事業を踏まえ、事業目的達成に向け、具体的な方策や構想になっているか ・港区の現状や課題を認識し、多くの区民の文化芸術への理解促進につながる提案になっているか ・みなと芸術センターへの興味や関心を持てる事業内容、講師等の招へい、テーマ等の工夫がされているか ・誰もが参加しやすく、より多くの区民等の参加につながる工夫がされているか	30	18	24	18	24	24	108
イ	独創性・発展性 【様式5-2】	・事業全体が相互に関連性を持った提案となっているか ・業務を実施する場合の独創性と発展性があるか	30	24	24	24	30	24	126
(3) 実現性について									
ア	スケジュール・進捗管理の的確性 【様式5-2】	・期間内に必要な業務遂行が十分に見込めるスケジュールか	25	15	20	15	15	15	80
イ	人員体制、組織体制 【様式6】	・業務履行が可能な人員体制、組織体制等の環境が整えられているか	25	20	20	20	15	15	90
(4) 安全対策について									
ア	情報管理 【様式6】	・情報の管理体制は適切か ・個人情報保護は、適切な対応が行われているか	10	6	8	6	6	6	32
イ	安全対策(感染症対策を含む) 【様式6】	・事故等に対する事前・事後の取組は適切か ・保険等の加入が具体的に提案されているか	10	6	6	6	6	6	30
一次審査 小計②			160	113	126	113	120	114	586
									満点 800
									平均 117.2
3 見積額の評価(事務局採点)									
1	見積価額	・参考事業規模に対する見積額により採点 (事務局が客観的視点により採点)	10	事務局採点					20
一次審査 小計③			10	4	4	4	4	4	20
									満点 50
									平均 4.0
合計(小計①+②+③)			200	133	146	133	140	134	686
									満点 1000
									平均 137.2
事務局採点配点			200						
加点項目									
区内事業者優遇		区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点	事務局採点配点の5%	該当しない					0
ワーク・ライフ・バランス推進の評価		港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定、厚生労働省次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条の認定又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の認定を受けている事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点	事務局採点配点の5%	該当しない					0
障害者雇用の評価		障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点	事務局採点配点の5%	該当しない					0
環境配慮に対する評価		ISO14001の認証等に参加している又はMINATO再エネ100電力利用事業者認定を受けている事業者に、一次審査合計点の5%を加点 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点	事務局採点配点の5%	該当しない					0
災害協定活動の評価		区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、一次審査合計点の5%を加点	事務局採点配点の5%	該当しない					0
一次審査合計(加点項目含む)				686					